

通常国会に提出する法律案及び条約の取扱について(案)

(内閣官房
内閣法制局)

一、提出法律案は、通常国会の実質的審議期間が相当圧縮される見込のもとに、つとめて最少必要限に止めるよう配意するものとする。

二、予算を伴わない法律^案及び署名済の条約については、すべて休会明け国会の再開冒頭に提出することとし、予算関係法律案については、年内に予算が確定することを前提とし、おそくとも一月末日までに提出することを目途とする。

三、十一月二十五、各省庁文書課長等会議を開き、「提出確定」(A)、「提出を予定」(B)及び「提出するかどうかなお検討中」(C)の区分整理を行う。(提出するかどうかは、予算関係法

内閣

律案については、十二月末までに、予算を伴わない法律案については十二月十日までに最終的に確定するようにする。)

四、十一月二十六日、内閣官房、法制局及び大蔵省関係者の会議を開き予算関係法律案(※)の判別を行い、直ちに関係省庁に連絡する。

五、他省庁と意見調整を要する法律案のうち、予算関係のものについては十二月中に、予算を伴わないものについては十二月十日までに協議を終えるようにする。ただし、政治的事事情等により、右の期限内に調整ができない場合は、その旨内閣官房に申し出るようにする。

六、予算を伴わない法律案は、原則として、十二月五、十日、十五日の三期に分けて法制局の審議に付し、十二月中に法制局審議を終えることとする。

セ 予算関係法律案中、予算の確定を俟たなければ、法律案の構成自体が纏まらないもの又は成文が著しく困難なものを除き、原則として、十二月二十日までに法制局の審議に付し十二月中に第一次の法制局審議を終るようにする。

ハ 署名済の条約については、前各号に準じ、処理する。

九 「六」、「七」及び「八」により、法制局が審議する段取りについては、別途法制局において関係省庁と協議し、決定する。

内

閣

